

協働のまちづくり事業助成金交付要綱の運用要領改正点の概要 (令和5年度運用要領との相違点)

1. 助成金の対象事業

事業主体が地域団体である場合において、審査会を設けて助成金の対象団体を選定する手法をとる市町村が増えてきているため、助成金の対象事業の記述を実態に即して修正した。

(現行) 市町村と地域住民を含む地域団体とが計画段階から参画し協働で実施する地域課題の解決や地域の活性化等に向けた活動事業とする。

↓

(改正後)

- ①地域団体が事業を企画・実施し、市町村が助言等の協力・支援する事業
- ②市町村が事業主体となって実施し、計画段階から住民代表や地域団体が参画し活動を展開する事業

2. 事業実施期間

過去に実施した事業と同一事業は助成対象としていなかったが、単年度では事業効果が発揮できない事業もあるため、同一事業であっても3年間は継続できることとした。

(現行) 既に本助成金を活用し実施された事業と同一の事業は助成対象としない。

↓

(改正後) 同一団体が実施する同一目的の事業期間は3年以内とする。複数年度にわたる事業は、事業開始年度に全体計画の概要を示し、助成金の交付申請は年度ごとに行うこととする。

3. 委託料の助成の上限設定

委託料については、これまで全部委託は認めないとしていたが、事業費の大部分を委託料として外注する事業が増えてきたため、事業の趣旨（市町村と住民団体が協働で実施する事業）を勘案し、事業費に占める委託料の上限を設けることとした。

(追加) 委託料については、助成対象経費の1/2を助成の上限とする。

4. 事業参加者に支出する食糧費及び旅費の上限設定

食糧費については、スタッフの弁当、お茶代に限定する規定を設けているが、交流事業の参加者との交流会における食材費やモニターツアー参加者の旅費（宿泊料・交通費・食事代）を助成金で支出する事例があるため、当該経費の支出にあたって、一定の参加者負担金の徴収等や事業費に占める割合の上限などを設定することとした。

(追加) 交流会、モニタリングツアー等における事業参加者にかかる食料費(食材費含む)及び旅費等(交通費、宿泊費、食事代)は、次によるものとする。

① 助成対象事業費の1/2を助成対象経費の上限とする。

② 当該助成対象経費の1/2かつ10万円を助成の上限とする。

※別紙参照

5. 交付申請手続き

令和5年度は、5月末と7月末を申請期限とし、以降、随時申請を受け付けていたが、事務処理の効率化を図るため、年3回の申請とすることとした。

(R5年度) 第一次〆切：5月末、第二次〆切：7月末、以降随時

↓

(改正後) 第一次〆切：6月末、第二次〆切：9月末、
第三次〆切：12月末 最終受付